



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

分掌変更に伴う役員退職給与

～ 「実質的に退職したと同様の事情」の有無 ～

法人税基本通達 9-2-32 は、分掌変更等によりその役員としての地位又は職務の内容が激変し、実質的に退職したと同様の事情にあると認められることによるものである場合には、支給した給与を退職給与として取り扱うことができる旨定めています。今回は、前代表取締役が、退任後の月額報酬は約3分の1に激減したものの、法人の経営上主要な地位を占めていたとして、退職の事実が認められなかった事例をご紹介します（平成29年1月12日東京地裁・棄却・控訴 Z888-2115）

<事案の概要>

本件は、原告A社が、平成24年3月期の事業年度の法人税について、確定申告書及び修正申告書を提出した後、前代表取締役甲に対して支払った退職慰労金5609万円余（本件金員）は損金の額に算入されるべきであったとして更正の請求をしたのに対し、大森税務署長が、甲は退任後も取締役として退任前と同様の業務を行っているとして、更正をすべき理由がない旨の通知処分をした事案である。

<東京地裁の判断>

裁判所は、A社の代表取締役の交代と本件金員の支給の経緯等、代表取締役を退任した後の甲の勤務の状況等、代表取締役に就任した後の乙の勤務の状況等について、詳細な事実認定を行った上で、本件金員は法人税法34条1項括弧書き所定の「退職給与」に該当しないと判断した。

- 1 A社の取締役会は、営業部長を務めていた乙を代表取締役に選任し、甲が代表取締役を退任した後も引き続き代表権のない取締役である相談役として業務を行うことの確認をした。
- 2 甲は、常勤の相談役として毎日出社をし、退任前と同じ代表取締役の執務室の席において執務をしていた。そして、乙は、営業以外の業務や組織管理等の経営全般に関する知識や経験が少なかったことから、A社の売上げや粗利、従業員の成績の管理、棚卸し等に関する事項について甲から指導を受けたほか、従業員からの報告事項など様々な案件について甲に相談し、賞与の査定やその支払のための借入れ等についても、案件ごとに甲に確認を求め、その助言に従って業務を実施するなどしていた。
- 3 甲は、営業会議等には出席しなくなったものの、幹部が集まる代表者会議に引き続き出席し、営業会議等についても議事録の回付により経営の内容の報告を受けて確認し、助言や指導を行うなど、経営上の重要な情報に接するとともに個別案件の経営判断にも影響を及ぼし得る地位にあった上、10万円を超える支出の決裁にも関与していたものと認められる。
- 4 甲は、A社の資金繰りに関する窓口役を務め、主要な取引先の銀行から実権を有する役員と認識されていたほか、対外的な関係においても経営上主要な地位を占めていたものと認められる。
- 5 甲の月額報酬は205万円から70万円に大幅に減額されているが、減額後も乙と遜色のない報酬を受けていること等に照らすと、両名の変更後の報酬は、甲が引き続き経営判断への関与及び乙への指導等を続けていたことを前提として定められたものとみるのが相当であり、代表取締役交代後もなお甲がA社の経営上主要な地位を占めていたことと別段そごするものではないというべきである。
- 6 以上の諸事情に鑑みると、甲は、対内的にも対外的にもA社の経営上主要な地位を占めていたものと認められるから、本件金員の支給及び退職金勘定への計上の当時、役員としての地位又は職務の内容が激変して実質的には退職したと同様の事情にあったとは認められないというべきである。

……………（税法データベース編集室 市野瀬 音子）

◇以上の判決について詳細（全文・A4判20頁）が必要な方は、送料実費とも2,000円（税抜）で頒布しますので下記あてご一報ください。

JUSTAX 第290号（平成29年9月10日号）／編集・発行 東京税理士会データ通信協同組合・広報部
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-9 更生保護会館／TEL(03)3350-6300 FAX (03)3350-4628